

防研企第1159号
令和5年12月7日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防 衛 研 究 所 長
(公 印 省 略)

防衛研究所における研究顧問の取扱いについて（通達）

標記について、別紙のとおり実施されたい。

添付書類：別紙

防衛研究所における研究顧問の取扱い

1 目 的

この通達は、退職した研究者に研究顧問を委嘱することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 研究顧問の資格

研究顧問は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 防衛研究所に長年研究者として勤務し、その勤務において、特に顕著な貢献があると認められる退職者
- (2) 防衛研究所が行う調査研究、教育及び国際交流活動に指導・助言などの協力（以下「防衛研究所への協力」という。）を継続的に得るため、防衛研究所長（以下「所長」という。）が委嘱する必要があると判断した者

3 研究顧問の委嘱要領

- (1) 副所長、研究幹事、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）（以下「各部長等」という。）は、前項第2号の必要性を検討し、前項第1号の資格を有すると認められる者の意思を確認の上、研究顧問候補者推薦書（付紙様式第1）を所長に提出することにより、研究顧問候補者を推薦する。
- (2) 所長は推薦を受け、研究顧問候補者の委嘱に関する可否を、別に定める防衛研究所人事委員会で審議する。
- (3) 所長は、審議結果を踏まえ、研究顧問を委嘱するものと決定した場合、所長名による委嘱状（付紙様式第2）を発行する。当該委嘱状の発行をもって防衛研究所による委嘱が正式に決定されたものとする。

4 研究顧問の委嘱期間

- (1) 委嘱期間は当初2年とし、再任することを妨げない。
- (2) 再任の場合、委嘱期間は1年とする。
- (3) 所長は、次のいずれかに該当すると認められる場合、委嘱期間途中で委嘱を終了する。
 - ア 研究顧問から申出があった場合
 - イ 業務の進捗などにより防衛研究所への協力を要しなくなった場合
 - ウ 研究顧問としてふさわしくない行為があった場合

5 研究顧問の身分及び遵守事項

- (1) 研究顧問は、職員の身分を有しない。
- (2) 研究顧問は、委嘱期間中、研究顧問の呼称を用いることができる。
- (3) 委嘱期間中、防衛研究所情報システム（汎用業務支援システム）（以下「システム」

という。)の利用を認める。研究顧問によるシステム等の利用に関しては、私有パソコンの職場への持ち込みの禁止及び私有可搬記憶媒体のシステム上での使用の禁止等を含め職員に適用されている規則及び所内手続きを準用する。

6 研究顧問の待遇等

- (1) 防衛研究所への協力がなされた場合、所内の規定に従い、防衛研究所へ来訪するための交通費及び謝金を支給することができる。
- (2) 研究顧問に対して、可能な範囲で、防衛研究所への協力に必要な研究室及び備品等の利用を認め、消耗品を提供する。
- (3) 委嘱期間中、研究顧問に対して、防衛研究所への協力のため、立入証を貸与する。
- (4) 委嘱期間中、研究顧問に対して、研究図書室の特別利用を認めるなどの便宜を供与するものとする。
- (5) 委嘱期間中、研究顧問は、戦史史料等の閲覧利用について、戦史史料の管理に関する達（平成23年防衛研究所達第4号）第2条第3項の「職員等」とみなす。

令和 年 月 日

研究顧問候補者推薦書

部長（企・政・理・地・教）
戦史セ長・特研官（国図・政策）
氏 名

以下の者を、研究顧問候補者として推薦します。

- 1 氏 名
- 2 生年月日
- 3 退職年月日
- 4 退職時の所属・官職
- 5 主な職歴（防衛研究所での勤務歴等）
- 6 主な研究分野及び業績
- 7 推薦理由（期待できる指導・助言などの協力の内容）
- 8 任期（新規・再任）
令和 年 月 日～令和 年 月 日

委 嘱 状

○ ○ ○ ○ 様

あなたに令和 年 月 日から令和
年 月 日までの間、防衛研究所研究顧問を
委嘱します。

令和 年 月 日

防衛研究所長

公印